

宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る審議（第3回）

1. 日 時

平成29年3月28日（火） 10時30分～11時40分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：市川旅客課バス事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 菅井審議官、川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

- 自動車局が宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、前回審議時の質問事項（車両修繕費・営業外費用・人件費の査定方法、運転者等を複数事業に融通している場合の査定方法）に対する回答を説明した。
 - 運輸審議会委員からは、
 - ①ミヤコーバスについては、運賃改定を行っても収支率が実績よりも下がるという査定になっているが、会社にとって本当にメリットのある値上げとなっているのか。
等についての質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
- ①事業者にとっては、値上げをしなければ今よりも収支が悪化することは事実であり、他方あまり高くしすぎると利用者が減ってしまうリスクもあり、申請における運賃の上げ幅については、これらのバランスをとっているものと考えている。
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。